

令和2年度 第19回運営協議会会議録

日時：令和2年7月28日(火) 13:55～

場所：天理消防署 3階会議室

出席者：首長10人、組合事務局6名

局長：皆さんこんにちは。定刻より少し早いですけど皆さんお揃いでございますので、第19回運営協議会を始めさせていただきます。まず始めに並河管理者よりご挨拶を申し上げます。

管理者：改めましてこんにちは。コロナ対策等も含め大変お忙しい中かと思っておりますけども、運営協議会の方ご参集いただきまして本当にありがとうございます。議事の方といたしましては、第2回の組合の議会定例会の前でございますので、その議案、決算関連、補正予算という事でございますけれども、又報告事項の方で今後の進捗に関して、或いはちょっとこれまでの歩みの中で法律上きちんと認識を合わせとかないといけない状況という所が1点ございましたので、そこについても今日はしっかりとご説明を差し上げたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

局長：ありがとうございました。それでは議事に入ります前に資料のご確認をお願いしたいと思います。

<省 略>

それでは次第に従いまして管理者より進行をお願いしたいと思います。

管理者：はい、それでは早速議事に入らせていただきたいと思います。一番目としては令和2年第2回組合定例会についてという事で事務局から説明をお願いします。

寺係長：はい、それでは来月8月24日に予定をしております第2回組合議会定例会における議事からご説明をさせていただきます。次第の次につけております定例会の議案の一覧表(案)をご覧下さい。まず1つ目、同意案といたしまして、識見の監査委員が今年の7月18日をもって4年の任期が満了となった事から、現在の監査委員に再任を依頼しましたところ、承諾を頂けた事から、改めて次の4年間も組合監査委員としてお願いする為に、同意案を提出させていただきます。次に承認案として5月29日付けで専決処分を行いました一般会計補正予算(第2号)に関する承認案を提出いたします。こちらの詳細につきましては、後程ご説明させていただきます。次に議案第3号 令和2年度一般会計補正予算(第3号)として、令和元年度の執行残返還金等に係る増額補正を提出します。これにつきましても、

後程ご説明させていただきます。次に議案第4号として、山辺・県北西部広域環境衛生組合周辺地区環境整備基金条例の一部改正を条例案として提出いたします。これは5月11日に開催いたしました第16回運営協議会において皆様方でご協議いただきました周辺地区環境整備基金11億円のうち天理市が負担する分を、天理市が独自に積み立てることができるように条例の改正を行うものでございます。最後に認定案として、令和元年度歳入歳出決算を提出いたします。これにつきましても、後程ご説明させていただきます。議案一覧表の説明は以上となります。1枚めくっていただきまして、参考資料として同意案第5号及び議案第4号の条例案を添付しておりますので、後程ご確認いただければと思います。次に承認案第2号 専決処分の承認についてをご覧くださいませでしょうか。1枚めくっていただきまして5月29日付けで行いました専決処分の内容がこちらになります。こちらの専決処分書の6ページの表の右端の説明欄をご覧ください。歳出の1目 焼却費でございますが、エネルギー回収型廃棄物処理施設の入札行為の停止に伴い発注支援業務委託料の変更契約に係る委託料の増額が393万5千円、設計施工監理業務委託料の減額が2,841万9千円により、13節の委託料は2,448万4千円の減額となります。続きまして7ページをご覧ください。債務負担行為として、変更契約に係る発注支援業務委託料、令和3年度分として253万3千円の増額、以上の内容となっております。令和2年第2回組合議会定例会の議事についての説明は以上となります。

管理者：はい、ありがとうございます。今、定例会の議事についてご説明をさせていただきまして、決算と補正予算については又ここからご説明をしますけれども、皆様から何かご質問ご意見等ございますでしょうか。概ね専決については入札の仕切り直しに伴うものだという事でございます。特にご意見等ございませんでしょうか。では原案通り議会の方に諮らせていただきたいと思いますので宜しくお願いを致します。それでは次に議事の2番目でございます、令和元年度決算案について事務局の方からご説明をお願いします。

寺係長：はい、それでは続きの資料でございます。令和元年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計歳入歳出決算書をご覧ください。表紙を1枚めくっていただきますと、組合会計管理者から6月22日付けで提出された文書がございます。次に2枚めくっていただいて、認定案第1号 令和元年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計歳入歳出決算書をご覧ください。歳入からご説明いたします。1款 分担金及び負担金、1項 負担金、予算現額3億2,945万1,000円、調定額及び収入済額3億2,945万1,000円でございます。これは各市町村でご負担いただいた負担金でございます。2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、予算現額1,482万9,000円、調定額及び収入済額1,427万7,000円で55万2,000円の減となっております。これにつきましては国庫補助金の減額申請により発生したものでございます。3款 財産収入、1項 財産運用収入、予算現額2,000円、調定額及び収入済額18万8,008円で18万6,008円の増でございます。これは周辺地区環境整備基金等の利子収入

でございます。5款 繰越金、1項 繰越金、予算現額1,836万8,000円、調定額及び収入済額1,836万7,795円で205円の減でございます。6款 諸収入、1項 預金利子、予算現額1,000円、調定額及び収入済額1万2,170円で1万1,170円の増でございます。2項 雑入、予算現額1,000円、調定額及び収入済額2,720円で1,720円の増でございます。歳入合計、予算現額3億6,265万2,000円、調定額及び収入済額3億6,229万8,693円で35万3,307円の減でございます。決算書2ページの歳出をご覧ください。1款 議会費、1項 議会費、予算現額21万1,000円、支出済額13万9,832円で、不用額7万1,168円でございます。これは本会議において、会議時間が短く済んだ事による会議録作成費用の減に伴うものでございます。2款 総務費、1項 総務管理費、予算現額2億6,513万6,000円、支出済額2億2,802万5,642円で、不用額が3,711万358円でございます。この不用額は主に人件費であり、当初組合職員10名で予算計上しておりましたが、年度途中の異動により最終7名で運営する事になってしまった事等により発生したものでございます。3款 事業費、1項 清掃費、予算現額9,382万7,000円、支出済額9,009万9,863円で、不用額372万7,137円でございます。この不用額は業務委託料の入札差金等として発生したものでございます。4款 予備費、1項 予備費、予算現額347万8,000円、支出済額0円で、不用額347万8,000円でございます。歳出合計、予算現額3億6,265万2,000円、支出済額3億1,826万5,337円で、不用額4,438万6,663円でございます。歳入歳出差引残額は4,403万3,356円で、2分の1の2,201万6,678円を財政調整基金へ繰入れ、残りを各市町村にごみ量で按分して返還するものでございます。令和元年度歳入歳出決算書の説明につきましては以上でございます。資料として、決算に関する説明書、主要な施策の成果、令和元年度一般会計歳入歳出決算の審査意見書をお配りしていますので、又ご確認いただければと思います。以上でございます。

管理者：はい、ありがとうございます。決算案については今説明があった通りでございますが、皆様からご質問ご意見等ございましたらお伺いしたいと存じます。如何でございましょうか。特によろしいでしょうか。

：ページの印刷だけ向きがこれでいいのかなと。

管理者：はい、恐縮でございます。

：それだけです。

管理者：はい、議会にお諮りする時にはしっかりお願いします。パッとめくる形にした時に反対になっちゃってる。又資料の方しっかり確認しておきたいと思っております。失礼いたしました。他は如何でございましょう。よろしいでしょうか。それでは原案の通り議会の方にお諮り

をさせていただきたいと存じます。それでは続きまして議事の3番目でございます。令和2年度一般会計補正予算第3号について事務局から説明をお願いします。

寺係長：はい、続きまして一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。補正予算第3号をご覧下さい。そして上の方から読み上げる形でご説明させていただきます。令和2年度山辺・県北西部広域環境衛生組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ633万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,462万3千円と定めるものでございます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは歳入からご説明申し上げます。1ページをご覧下さい。歳入、1款 分担金及び負担金、1項 負担金、補正前の額3億2,608万8千円、補正額1,108万8千円の減、補正後の額は3億1,500万円となります。続きまして2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、補正前の額919万2千円、補正額159万円の減、補正後の額は760万2千円となります。続きまして5款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額300万円、補正額1,901万7千円、補正後の額は2,201万7千円となり、歳入合計が、補正前の額3億3,828万4千円、補正額633万9千円、補正後の合計額は3億4,462万3千円でございます。続きまして歳出についてご説明申し上げますので、2ページをご覧下さい。2 歳出、1款 議会費、1項 議会費、補正前の額29万5千円、補正額36万3千円、補正後の額65万8千円となります。続きまして2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額2億6,192万3千円、補正額122万2千円の減、補正後の額2億6,070万1千円となります。続きまして3款 事業費、1項 清掃費、補正前の額7,240万1千円、補正額719万8千円、補正後の額7,959万9千円となり、歳出合計が、補正前の額3億3,828万4千円、補正額633万9千円、補正後の合計額が3億4,462万3千円でございます。歳出の詳細についてご説明申し上げますので、7ページをご覧下さい。1款 議会費、1項 議会費、1目 議会費、補正前の額29万5千円、補正額36万3千円、この金額につきましては、天理市議会事務局長に対し、組合議会事務局長の併任辞令を発した事に伴います天理市に対する人件費等負担金として増額するものでございます。続いて8ページをご覧下さい。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、補正前の額9,609万9千円、補正額122万2千円の減、この金額につきましては建設現場との往来等の為に購入を予定しておりました軽自動車に係る費用及び任意保険料について、入札行為が停止された事により購入を来年度以降に見送る事とした事から減額を行うものでございます。続きまして9ページをご覧下さい。3款 事業費、1項 清掃費、1目 焼却費、補正前の額2,863万8千円、補正額1,901万7千円で、この金額につきましては歳入歳出の差引額の2分の1を財政調整基金に積み、残りを過年度執行残返還金として構成市町村に返還する事としておりますが、令和元年度の執行残金が当初の見込みよりも多く、その為の返還金として増額す

るものでございます。続いて2目 粗大・リサイクル費、補正前の額4,376万3千円、補正額1,181万9千円の減で、この金額につきましては入札行為の停止に伴い当初予定しておりました隣接建物事前調査業務委託、発掘調査業務委託、基準点測量業務委託の3つの委託業務について、来年度に行う事とした事から減額するものでございます。補正予算の根拠資料として資料1から資料6を参考に添付しております。又ご確認いただければと思います。令和2年度 山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）の説明は以上となりますが、最後に8月24日の定例会に向けまして7月30日より、各市町村から選出いただいております組合議員に、事務局から直接ご説明に回らせていただきます。その際に、市町村長分の議案一式をお届けさせていただきますので宜しくお願い致します。説明は、以上でございます。

管理者：はい、ありがとうございます。只今説明がございました補正予算案について何かご質問ご意見等はございますでしょうか。

：すみません、今議案第3号の補正説明いただきましたんですけど、このページが何か何枚か抜けとるねんけども、8ページと4ページと。

：偶数ページが抜けて、2、4、6、8。

局長：入ってるやつと入ってないやつがある。

管理者：ページ番号が切れてるわ。失礼しました。

局長：入ってるやつと入ってないやつ、手違いか分からないですけど抜けてるやつがあるんでしょう。すみません。

：ページが合っていないや。

管理者：さっきの天地があってるやつもそうですけども、議会に向けてきちんとその辺も、ちょっとしっかり確認しましょう。ちょっと前回の粗相もあった事ですから、ちょっとその辺りしっかりと宜しくお願いします。中身ごと抜けてるって事ですか。

：中身ごと抜けてる。

管理者：ちょっと余りないですか。そちらの事務局分できちんとそれは入ってるものを渡して下さい。ちょっとそれはいい加減に、ページ番号がとかっていうレベルならともかく、内容

がっていう所はちょっとそれいけません。

寺係長：ちょっとすぐコピーして参ります、すみません。

管理者：それ間違いなく入ってるやつね。他内容的な部分では如何でしょうか。ちょっとページごと抜けていた中のご質問を伺うのも大変恐縮でございますが、よろしいですか。そういたしましたらすぐに差し替えを配らせていただきますので、ご確認いただきたいと思いますが、この待ってる時間もございますので報告事項の方始めさせていただいてもよろしいでしょうか。すみません、本当に申し訳ございませんでした。では報告事項の1番目でございますが、新ごみ処理施設に係る事業の進捗についてを事務局の方からお願い致します。

松係長：はい、そうしましたら今ご説明のありました、新ごみ処理施設建設に係る事業の進捗についてご報告いたします。配布しております資料7（仮称）新ごみ処理施設建設に係る事業進捗状況及び資料8 予定工程表を基にご説明いたします。まずエネルギー回収型廃棄物処理施設事業につきまして、現在は再入札を行う為、事前準備（参加資格要件の整理及び見積徴取等）を行っております。今後は実施方針及び要求水準書（案）の公表を行った後、PFI法第7条に準じ、特定事業の選定の公表を行い、令和2年10月下旬を目標に入札公告を行う予定です。入札公告以降は令和3年7月に事業者の落札決定、同年10月に組合議会議決により本契約締結を予定しています。次にマテリアルリサイクル推進施設につきまして、現在は再入札を行う為、配置計画の検討や要求水準書の整理を行っております。今後はエネルギー回収型廃棄物処理施設と同様に事業を進め、令和3年1月上旬を目標に入札公告を行う予定です。入札公告以降は令和3年9月に事業者の落札決定、同年12月に組合議会議決により本契約締結を予定しています。両施設共本契約締結後は令和7年4月の工事竣工を目標に設計、施工を行い、同年5月に施設稼働を予定しています。1点目のご報告は以上でございます。

管理者：ありがとうございます。結果的には令和7年の4月に両方ができるという形でございます。地元につきましては私の方で先般説明会を行わせていただきまして、XXXXXXXXXX始め皆さんやむを得ない事という事で事情はご了承いただいたところでございますが、何か詳細についてご質問等ございましたらお受けしたいと存じます、如何でしょうか。或いはこの延びてしまった間、できるだけ相互に協力をしようというようなお話しも以前させていただいていたところでございます。本市も既に始めさせていただいてる所が一部ありましたけれども、皆様でもしこの場で共有しておくべき事とかお困りの事がございましたら、お承りしたいと思います、その点も含めて如何でございましょうか、特によろしいですか。ではこれも議会で報告は全協でさせていただく形なんです。では又しっかりと新たな日程に基づいて、着実に進めていけるようにやって参りますので宜しくお願いを致します。

す。それでは報告事項の2番目でございます、用地調査等業務委託の進捗についてを事務局の方からお願いします。

松係長：そうしましたら用地調査等業務委託の進捗について口頭にてご報告いたします。令和2年5月組合議会にて補正予算議決されました本委託業務につきまして、マテリアルリサイクル施設建設用地南側に隣接する家屋等を対象に移転等補償費用の算出及び補償説明を行う業務となります。現在は5月組合議会終了後、家屋権利者に業務委託内容の説明を行い、同意を得た事を受け、7月22日付けで入札公告を行っております。今後は8月19日に入札を行い、11月末を履行期限として業務を行っていく予定としております。以上でございます。

管理者：それでは11月の末までには補償料が幾らかという所が分かってくるという形でしょうか。

松係長：そうです、はい。

管理者：それに基づいて先方に提示をして、受けていただけるかどうかで決まってくると。仮に受けていただける場合には議会との関係では予算はどうしていくのでしょうか。

局長：予算については定例議会で予算・・・していきます。

管理者：じゃあ2月の予算でやっていく、いつの予算で。

局長：基本的には定例議会で。

松係長：そうですね。予算取りに関しましてはもう少しちょっと計画、向こうのお話しもありますし。

管理者：まあ受けていただけるかどうかという所も含めてその結果を待って、又この運営協議会でお諮りさせていただくという形になりますが、それで実際の計画には差支えないんですね。入札行為その他の諸条件の所には。

松係長：そうですね。

局長：基本的に今の配置計画はある前提で表示しなさいと、移転が可能であれば実施設計においてそこも含めて再度計画をしてもらうという形に。

管理者：そうすると今の家がある事によって、入札をプレゼンされる参加する事業者にとってはそんなに大きな制約要素にはならないという理解ですか。

局長：はい、ある前提で配置計画しなさいという事なので、移転されたら配置がやり易くなるというだけなんで、今現在あってもできるような計画を・・・。

管理者：分かりました。今すみません私の方から矢継ぎ早に質問もさせていただきましたが、その他何かご質問ご意見がございましたらお伺いしたいと思います。如何でしょうか。特に今のでもよろしいですか、ちょっと幾らぐらいで地権者に受けていただけるかという所はまだ定かではないんですけども、なるべくいい形の敷地になるように我々としても努力していきたいと思っておりますので宜しくお願いを致します。それでは3番目の報告事項でございます。エネルギー回収型廃棄物処理施設建設予定地の残土処理についてを事務局から宜しくお願いします。

松係長：そうしましたら、1点目でご報告させていただいた通り要求水準書の整理を行う中で、要求水準書の当初計画内容を一部変更する事項がございます。当初、エネルギー回収型廃棄物処理施設建設に発生する残土は、マテリアルリサイクル推進施設建設時の敷地造成に利用する事としておりました。ただし、先程ご説明させていただいたマテリアルリサイクル推進施設建設用地における高瀬川の河岸侵食の影響を考慮し、施設配置計画を再検討した所、残土の利用を行う事で接道等と施設用地の高低差が大きくなり、施設配置計画に支障となる事が分かりました。この事から、エネルギー回収型廃棄物処理施設建設予定地の残土について場外処分とする事とし、要求水準書を変更したいという事で今現在考えております。ご報告は以上です。

管理者：つまり南側全体に接する可能性があるんで、あんまり高くし過ぎていると支障が生じてくると。

局長：元々はリサイクル施設全体を使って工場棟とかを配置する予定やったんですけども、ラインが南に寄ってきましたので、建物を南へ寄ってくるという事は、今、上から持ってきた土を利用するとなればかなり高くなってしまいますので、利用できなくなったので上で出る残土は上で処分をするという形で要求水準書を作ろうとしております。

管理者：つまりこれまでだったら残土処分を他で確保しなくても、上の焼却施設の業者はできたわけですけども、どこかしらでやらないといけないという事はその分予定価格には若干跳ね返ってくる。

松係長：そうですね、残土処分料としては跳ね上がってくる感じです。

管理者：どのくらいかは分かりますか。

松係長：そこまでは分らないです。

管理者：ただまあ適切に他に処分できる所があれば良いんですが、それがリサイクルの方で受けられないという事でございます。何かこの点についてご疑問ご質問等はございますでしょうか。

■■■■：今の段階で量的にはどれくらいの場外に出す分ちゅうのは、量的には分かってんの。

松係長：はい、元々1万㎡を残土利用する計画でしたので、その土量が丸々場外処分というよう
な形になります。

局 長：当初、下のリサイクル施設が入札中止した時に、上の方のエネルギー回収型施設についてはそのまま入札を進めるという事で、もうその時点で下で利用できないというのは分かってたんですけれども、下へ一旦運んで下の業者が処分するようになってたやつが両方共やり直しになりましたんで、もう今の時点で両方共残土はそれぞれで処分するという形で入札を進めていきたいというふうに考えています。

管理者：今の説明でよろしいでしょうか。

■■■■：金額的な事分からへんけど、概ね1万㎡、その運ぶ場所等によっても値段が違ってくるんやろけどな。

局 長：そうですね、ですからこれもあくまでも参加する業者の要するに積算によって提案してくるものですから、我々がここで1㎡幾ら処分掛かって1万㎡やったら幾ら掛かるという出し方ができませんので、その辺あくまでも提案になってきますんで。

管理者：如何でしょう、他に何かご質問等は。

■■■■：・・・は持ってる業者がええけどな。

管理者：そうですね、山土ですしトレンチもやりましたんで純粋な土ではあるかと思われま

けれども、変なもんが混じってるとかそういう類ではないですが。

局長：タイミングよく他の事業で使ってくれるとかいう事が調整できればですね、それはうちも今そういう計画は立ってますけども、なければやはり処分するしかないんで。

管理者：極端な話、もし10市町村内でそういう土を使うような事業があれば。

局長：一時は[]で計画しておられる所で運ばしてもらうような計画もあったんですけど、ちょっと時期ずれてしまってますんで、ちょっと無理かなと。

：うちは一部土を使う所ありますねん。ただこの量がどうなのか。

局長：又その辺は調整させていただくと思いますんで。

：時期的にも合うのかどうか。

管理者：ですから時期と量があると思うんですが、もしここどうだろうという思い当たるところがございましたら、参考までにでも情報共有いただけましたらそれはありがたくお受け取りしたいなと思います。

局長：ただ、今の時点での提案は多分処分する金額入ってくるんで、実際動かした時に調整すればその分減額とかいう形になってくると思いますけれども。

：うまくタイミングが合えば。

管理者：よろしいでしょうか。それでは報告事項3つ終わったわけですけども、その他事項ですね、次のその他の事項にお移りさせていただいてもよろしいでしょうか。先程資料については大変失礼いたしました。配り直しをさせていただきましたですけども、問題ございませんでしょうか。その上でもし先程抜けていたページの所でご質問があればお受けしたいと思いますが、如何ですか。

：ありません。

管理者：よろしいですか、[]、如何ですか。

[]：結構です。

管理者：よろしいですか。はい、ありがとうございます。それではその他事項に移らせていただきたいと思います。その他事項でもう1点お話しをさせていただきますが、先程お配りをした資料8のその次のページをご覧くださいと存じます。■■■■■の入札参加停止措置についてという事なんでございますけども、その後7月13日に突然■■■■■の方が、これは事業者が認識をしたんですね、7月13日は。我々が報告を受けたのは16日ですね。すみません、失礼しました。7月16日に組合の方に実は不起訴になっていたという事を言って参りました。それが分かったのが7月13日に■■■■■の弁護士が検察の方に確認をされて不起訴ですという事を告げられたと。ただそれがじゃあいつ付けだったんですかと言うと、我々の指名停止を打たせていただいたのは、天理市が5月21日、落札者決定取消が5月25日だったんですけども、それよりも大分以前の7月10日の段階で実は不起訴になっていた。あ、4月の10日の時点で不起訴になっていたという事でございまして、実はですから時系列的には県の方で確認をされて私共がこの運営協議会で議論をさせていただき、そして取消をした時点では、もうその前に不起訴だったという状況でございます。それが分からなかったのかという事なんですけども、これは組合の方に送検の事実を報告があった際にもこれが不起訴になる可能性はどうかという事は問いただしておりました。ただその時点では■■■■■の回答は検察も人事異動の時期だったりして、時間掛かる事が往々にあると弁護士から聞いていると。その起訴されるか不起訴かという事が検察の中で固まっていないう段階で、裁きを受ける側の方から変に接触をすると検察に介入してきているのかと返って心象が悪くなってしまいうという事で、それは弁護士に差し止められていて動くに動けないんですというのが当時の■■■■■のお話しであったわけなんですけども、その後あんまり遅いと思ったのか弁護士の方が確認をされたところ4月10日付けでしたという事でございまして。こうなりますと、そうすると我々の落札者決定の取り消し自体が必要なかったのかどうなんだという所でございまして、県の方にも確認をさせていただきました。県の方で、或いは市町村の実際の慣行というか取り組み状況からすると、不起訴になった場合には敢えて取消はしてないという話もあったんですけども、ただ法律上の解釈という所は分からないので、むしろしっかりと法律家の方に確認した方がいいですよと。ですから県としても判断つかないという回答でございましたので、私共の方で弁護士の方に行かせていただいて、それがどうだったのかという事をこちらの紙に書かせていただいております。まず有り体にその取消をもういっぺん取り消すべきなんでしょうか、或いはその取消をもう一度取り消すという事はそもそも法的に可能なのかどうかという話をさせていただいたんですけども、これでもシグレーですと判断次第ですという回答が返ってくると、正直私も今日の運営協議会の主要テーマがガラッと変わるなというふうに思っておったんですけども、ただ法的にはこれは送検の事実自体はある。それと下の方には書いてございますけども補足意見でございまして、不起訴には2種類あるという事でございまして、1つは嫌疑不十分、これは起訴できないすなわち推定無罪の世界の中で悪くはない

という事と、後はその起訴猶予、事件の発生自体はこれはもう事実行為としてあるというふうに検察も認識をしたんだけど、情状でという理由は別に個人的判断という事ではなく、重過失で可罰性まではなからうというふうに検察の方で判断をして起訴にまでは至らなかったという事でありまして。ただその場合は新しい証拠なんかが出てきた場合にやっぱり起訴だというふうな可能性はあるというこの2種類がある中で言うと、今回は起訴猶予だったという事でいいんですよね、そこも含めてお話しをさせていただきますと、この指名停止の要綱の中に取消にするという根拠規定がまずないと、奈良県、或いは天理市もそうだったですけども、送検の事実っていうのがある時点で不起訴になっていたとしても、これは取消のままなので再度それをなすっていう事にするのは法的な視点からはないんだという指摘でございました。2点目としては取消を行った手続きですね我々の、自体に問題があるのかという点でございます。これは事業者としても相当のお金を使って入札に参加しているので、そもそもこちらの手続きに瑕疵があれば、おかげで損させられたと逆に言われる可能性もないわけではないんですが、そこについてはほとんど同じ答えですけども送検の事実自体はあるわけでありまして、又その不起訴の際に停止をしますとかしないとかっていう規定が要綱の中にあるわけではないので、行政の処分上には何ら瑕疵はないという事でございます。又そもそも組合が不起訴の確認を裁判所にする事は可能だったのかという事なんですけれども、これは刑事訴訟法の中で被疑者からの請求があった場合には通知というふうにありますので、我々は行政機関ではありますけれども、被疑者でも被害者でもないの、要は全く関係のない第三者でございますから仮に我々の方がそれを聞いていたとしても、何も分からなかったでしょうと。その辺も含めて全体的に取り消したという行政処分自体には瑕疵がないという事と、じゃあ今から我々が政治的決断で取消はやっぱりやめて元の業者のまんまでいけば14カ月後ろに倒れる事なく予定通り進めるじゃないかっていう事ができるかという質問については、これは不適當であるというふうな回答があったという事でございます。それで正しかったですね。ただちょっと私共としても処分をした時には既に不起訴の決定があったという事で、又今回の取消によって影響する所も非常に大きかったのでこれは大分迷ったというか、まずはその意思決定をする前に純粋に法律的な点を聞かないとどうしようもないという事で聞いてみたところ、グレーだったら非常に困惑をしたんですが、法律的にはやはり取消のままでいかざるを得ないというお答えでございましたので、ただ事が重要でございます。取り消す必要はなかったんじゃないかという話も議会筋含めてある可能性もありますので、今日この場で皆様方にしっかりと事情については共有をさせていただこうという事でございます。少し分かり辛い説明になったかもしれませんが、何かこの点についてご質問等ございましたらお承りしたいと思いますが、まだ皆さんには言ってなかったですね、これは。如何でございましょうか。

：管理者の説明受けたけど、この が何で申し入れを最初に、いや実はこういう事あ

ったんですけど不起訴になってますよっていうその説明を何故しなかったのかというのがもの凄いい疑問に思いますわ。4月10日ですやろ、不起訴になってるの。

局長：だからその時点で確認をすれば多分答えは出てたんだろうと思うんですけど、先程管理者申したように異動の時期とコロナの関係で [] が言うにはちょっと進んでなかったと。

管理者：と、彼らは思ってた。弁護士に聞いてまだなのかなという話をした時に、こういう状況だから進んでないというたら往々にしてあり得るという回答だったという事。

局長：ただその時点で例えば [] から不起訴っていう事実があったとしても、3月19日でしたっけ、書類送検された時点がもう少し前だったので、要するに取消っていうのは消えない。指名停止の要件には書類送検された時点で指名停止をするとなってるんで、不起訴であっても書類送検されたという事実もあるんで、指名停止には変わらないという事ですので、組合がやった手続き上は何の問題もないと。

管理者：念の為にもういっぺん聞きますけど、県はそういう不起訴になったら指名停止にしない事例もあるっていう事なんですか。

局長：事例が今までないから、よう答えない。

管理者：分かんない。

局長：出せませんという答えです。

管理者：ただひよっとしたらいけるんじゃないのかっていうふうにも思いはあったっていう事ですね、県も一旦は。

局長：県からそういう意見をいただいてうちは再度弁護士に確認に行った結果、これなんで、県も同じ判断しかできないと思いますけども。

管理者：実際にはうちにはこういう事があったんで、取消を取り消して下さいとは私はちょっと会ってないんであれなんですけど。

局長： [] はそんな事一切言ってません。

管理者：ただ実は我々不起訴でしたっていう事だけ言いに来たんですね。ただ県の方には何とか

なりませんかと言いに行っただけですね。

松係長：そこまでは定かではないです。

局長：最終県は指名停止を考慮するかしらないか分かりませんね。初めするって言ってたんですけど、それを議題に上げてなかった、色んな事情があつてよう上げなかったという、今更指名停止をするかしらないかというのは県は分からない。うちはこうやってやらなあかん時点があるからやってますけど、県は特にする必要もなくなつたんでやってもすぐ解除になりますから。

管理者：奈良県がまだ今指名停止打ってないんですね、[REDACTED]に対しては。

松係長：打ってないです。

管理者：我々は奈良県がもう・・・するっていう話を聞いてたんで、それやったら打たざるを得ないっていう所もあつたんですけども、結果的にもう大分時も過ぎてるんで県はこのままもう打たないでいく可能性もあるわけですね。不起訴にもなってるから。

局長：ただ県が打たなくても組合としては打たなダメなんです。

管理者：ただ[REDACTED]仰つたのは、何で先に言わなかったかっていう事ですよね。だからそれについて向こうの言い分の通りであるとしたら、知らなかったのと言わなかった。言わなかったのではなく知らなかったのと言えなかったという。

[REDACTED]：せやけど普通ね、これだけの王事を取りに来る事業者が、そういう事をやらない事自体が不思議ですわ、我々としたら。せやからそれに基づいて管理者の方も事務方もそうやしみんなが一生懸命調べて説明をしていただいてこの方法しかないなって言うて我々皆納得してこれやったやつやから、もう結果論の話やけど。もうしゃーないですわな。

管理者：ただ弁護士の見解では、もし仮に5月の時点で我々が取り消すまでの間、どうしようつとみんなで議論してた時に4月10日に不起訴でしたっていう事[REDACTED]が仮に言ってきたとしても、起訴猶予で事故を起こしたっていう事実自体はあるわけだから、その指名停止は打つべきだったというのは弁護士の見解という事ですね。ですから私もこの話を聞いた時に、やはり最初は何で言わなかったんアホかというふうな思いになつたんですけども、仮に彼らが分かつて言ってきたとしても、筋論からすれば法律的に我々の要綱を読み込むのであれば、不起訴と分かったけれどもやっぱり取消はせざるを得なかったという事

なので、そうすると結論としては変わらなかったんだろうなというふうには思っておりますのと、じゃあ仮にうがった見方になってしまいますが、[REDACTED]が取消になる事によって、何か利益を得るのかこれが凄く利益を得るんだったら、実は意図があつてわざと黙ってたんかっていう気にもなるわけですが、取り敢えず彼らにしても取り消しになってあんまりいい事があるとは思われない。次に出してくるのか出してこないのか、そこにどんだけ勝算があるのかとかっていう部分は分からないですけど、不確実になるのは間違いないですし、その確実性が下がれば準備にかけた労力その他諸々もダメになってしまうわけなので、その仕事の詰めが凄く甘い人達だという印象は持ちましたけども、故意に我々を混乱させるとか、知ってたのに言わなかったという事ではないのかなというふうには思われませんでした。

[REDACTED] : 多分公判の日に行つたらへん。だから判決を確認しとらへんのですわ。ほんであんまり遅いから言うて事務方の方に聞いたら、いやもう4月10日に判決が出てますよという事を事務方が裁判所に問うたら返事きたんやと思います。だからまだ本来公判の日があつたら必ず当事者は行きますやん。こんなん軽微な事やから行つたらへんのか分からへん。まだあらへんやろ、まだあらへんやろ思ってたら・・・。

: 不起訴やから裁判所には行かないですよ。

: 基本そうですね。

: 不起訴ですので裁判所へは行かないです。

[REDACTED] : いや、公判。

: 公判ないです、検察庁止まりやと。

[REDACTED] : 公判ないのか、そうか。

管理者 : 起訴されてないですからね。

[REDACTED] : 検察庁止まりやったら。

: だから疑つたら検察庁が事務処理をほつたらかしにしてた可能性もあるな。遡つた日付で決定してるのかも分からない。

局長：だから弁護士も何で連絡なかったのかなとは仰ってましたけどね。

管理者：その不起訴になったら検察は言わないといけない義務があるんですか。

局長：いや言わんでもええみたいですけども。大概当事者には何か連絡があるのは普通やと仰ってましたけどよく分かりませんけど。

：そりゃそうでしょうね。自分されたかどうか不安ですもんね、ずっと。

管理者：そうするとそのほったらかしてたんだけど、日付が前になった可能性もあるというご指摘で。

：あるかも分からんという穿った見方ですけど、人事異動の時期やと仰ってたんで。

管理者：ただ非常に釈然としない、且つ悔しい状況では間違いないんですけども、ただ嫌疑不十分で無罪放免という形じゃなく、検察としては事件発生はしてるという認識を持っておると、奈良県の仕切りは有罪だとか起訴があった時点で書類送検じゃなく、何で指名停止じゃなくて書類送検の時点で指名停止にしているという理由は、事故の事実があった時点でこれはもう止めないといけないっていうふうに整理をされているというふうに解されると伺いましたので、そこからするとやむを得ない事なのかなというふうには存じます。

：7月13日に■■■■が事実認識してるという所は、この日付でどういう事で事実。

管理者：何て言ってきたん。

局長：■■■■の弁護士が相手に対して担当弁護士はこれですって送ったら向こうから答えが来たという。確認したわけじゃなくて担当弁護士はこれですよって送ったところ、返事がこう返ってきたという。

■■■■：3カ月やもんな、ずれてるんはな。しゃーないんちゃう。

■■■■：聞かんかったら未だに分からへん。

局長：結果的に契約しても後で第三者がこんな事故起こってるやないか言われた方が大層やったかも分かりませんが、分からんまま行きゃそれでもええんですけど、もし第三者がこんな事故あって何で停止にしないねんって言われた方が面倒臭かったかなとは思ひ

ますけれども。

管理者：ですので、方法があるとしたら事故があつてから3月19日に書類送検が打たれるまでに労働基準監督署に■■■■が足しげく通いながら何とか書類送検されるのを食い止めるような上手い説明をしてるっていう事があれば、この事態にはなつてないと思いますけども、書類送検をされていた時点で現在我々は迫る道筋というのはできていたというのが法律上の整理ではあると。ただあまりにも入ってきた時期だったり、我々の意思決定の部分と日付が前後したりするものですから、話としてはややこしいように思えてしまうという事かと思ひます。ですので筋論としては組合としての結論は何ら間違つていないですよというふうに弁護士の方から指摘はあつたところですし、不起訴だつたんだから今から取消を取り消そうというふうに我々がやるとそれは相当不自然だとか、法律上おかしいという指摘は受ける状況だという事だと思ひますので、その認識をちょっと共有をさせていただけたらというふうには思つた次第でございますが。

：はい、分かりました。

管理者：よろしいでしょうか。

：すみません、ちなみに不起訴になつてから何日経てば入札に参加できるものなんですか。

局長：指名停止を打つてから2カ月なんで、もう既にうちは終わつてます。指名停止期間は、ですから参加する要件は満たしてます。

管理者：5月21日に天理市指名停止を打つて、あと他の市町村で打つていただいたのが。

局長：■■■と■■■が指名停止をしておられます。

管理者：打つていただいて、その年季が明けるのが。

局長：もう終わりましたですか、そんな時期やと思ひます。

■■■：同じぐらいです。

管理者：数日ずれてるくらいだつたと思うので、ですから今の時点で参加できると。実際に私が地元の自治会に行かせていただいた時には、若干地元の会長の一人から、しゃーないと、分かるけどもそんだけ迷惑をかけてきた所なんやつたら、次、参加させへんねんやろなど

いう事を言われまして、ただそれは事実上指名停止の期間を2カ月じゃなくて勝手に我々が作爲的に何年っていう形になって、その企業の経済的自由を根拠なく制限してしまう事になるので、けったくそ悪いかどうかと聞かれたらイエスですけども、不当に参加を制限するという事はできませんとお答えさせていただいたところでございます。

：ちなみに書類送検されたのと又不起訴の事実が分かったのが同時ぐらいだとどういう対応。やっぱり書類送検が指名停止の条件やから結局同時に分かったとしても指名停止する。

管理者：弁護士いわく同じだったという事でございます。

：簡単に言うたら結果は不起訴であろうと何であろうと、考える要件やないと。送られた段階でアウトという事やな。

管理者：嫌疑不十分の方で、要はその本当にその事故があったのかどうかも検察としてはっていう話だったらこれ又違う。

局長：いやいや事故事実はあった事は間違いないんで、不起訴であろうと嫌疑不十分であろうと、今のうちの指名停止の要綱からすれば指名停止。

管理者：正直次決めて又こんな事が起きたら、どうするんだろうというそういうちょっと恐怖感はないではないですけど。

：せやけど、今の状況やったら参加してくる可能性は十分あるわけですよ。

管理者：今もうその辺の状況は。今、予定価格の見積はしていったるんですね。

局長：だから〆切が8月24日までですので、ただ辞退してる所も出てきてるのは出てきてますけども、結果的にはまだ最終的な結果は出てないです。

管理者：蓋然性としては。

局長：多分蓋然性としては今取り消した所は参加してくるであろうと思います。ただ他の所の可能性は低い。状況からすればそういう状況です。

管理者：今、明確に辞退で言うてきてるのは何分の何でしたっけ。

課長：6分の4です。

：6分の4いう事は・・・。これ以外にね。

管理者：それは聞いてるんですね、どうするのって。

課長：はい、発注支援業務をやってるコンサルを通じてですが辞退させていただきますっていうのは聞いてます。

管理者：6分の4の残りの1個、ここと4個以外のもう1個ですよ。

課長：もう1個の方はまだ意思表示がないので分かりません。

局長：確認はしても相手からちゃんとしたメールの答えがない、辞退しますとも参加しますとも言うてないから分からない。だから2つは今可能性としては2つ。

管理者：ちょっと最近担当会議をさせていただいた時にも、必ずしも運営協議会での前の議論ですね、基準を緩めて参加を広げるのかどうかっていう所が、皆さんに伝わっていないような向きもございまして、仮に予定価格が又1社の見積に基づいてっていう事になった場合に同じような議論っていうのが起きてくるのかなというふうには思わざるを得ない。

局長：まあそういう可能性もなきにしも非ずで。

管理者：そこで以前この運営協議会ではきちんと造れるという事に基づいて専門家の意見を聞くという事で、来てるわけなんですけども、皆様方の意思というかそこに揺らぎはないかどうかは私としても一応確認をさせていただきたい所で、個人的には世の中から変な目で見られるのは嫌だというのはあります。それともう1つは巨額をかけて造るものですから、きちんとしたものを造らないといけないという部分があります。その2つを両立さえできれば、本当に全くこだわる所はないというのが率直な所で、競争性が働いてくれた方がいいかどうかと言えば、それは働いてくれた方がいいに決まっておりますので、今その部分で言えば3点目の部分については非常に情勢としては厳しい。

：いや、管理者その揺らぐっていうのはどういう意味。

管理者：もうより有り体に申し上げれば、1社で行って取り消したにも関わらず結局又同じ所しか出してきてないという事です。だから今回取消をやったという所、我々は相当強い決断

をしたと。ですから時間的、予算的犠牲を払っても筋論を通したっていう部分があると思います。で、不起訴っていう事が分かったけれどもそこじゃあ■■■■と何かつるんで無理やりそれを取消を取り消したいな事をしようと思わずに、しっかり法律議論に基づいてやったという事は言えると思いますが、どうしても人の口に戸は立てられませんので、結局前条件で1社だった、だから次出してもどうせ1社になる可能性はある程度高いというふうに思ってただろうという所なのに行った。結局そこに決まると14カ月時間を空費しただけなんじゃないかだったりとか、或いはそれで予算的に下がれば勿論いいですけども、仮に下がりもせず下手すりゃ上がるとかいう話になった時には、言えば組合だけがバカを見たような形にはなってしまうわけなんで、これはですから言いたい者には言わせておけという事であれば、全然実際に我々としてはきちんと段階を踏んでやってきてるものなんで、問題ないと思うんですけども、そういう穿った見方をされる危険性がないかどうかと言われれば、非常に気になる所ではございます。だからそういう点も含めて、ただ我々も有識者の方にこの条件を維持するという事は、しっかりしたものを造る為に必要な事ですねという事で聞いたところ、そうだという答え。

課長：そうですよ、はい。それは専門家の方に聞いた結果、前のおりちゃんと期間だけ延ばして条件は変えないという事で聞いてきてます。

管理者：だから安かろう悪かろうじゃダメだという事。

課長：それはやっぱり50年先を見たらそれはやっぱりダメだと。

管理者：ダメだと言われたと。もし仮にじゃあそれでももういらん雑音聞こえてきたら嫌やから無理やりでも広げますといたら、じゃあ要は有識者の少なくとも意見は無視した形には。

課長：もうちょっと選定委員会が離れられる可能性ありますね。

局長：そうなってくると5名の選定委員おられますけれども、その選定委員が。

管理者：まあ自分としては責任を持ってないという事になってくる可能性ありますよね。

局長：そうです。だから選定委員を受けてくれるかどうかは分からないという所が出てきます。

管理者：ですので、そこも含めて私はやはり各10市町村全体の運命に関わる事でございますんで、不安な事、状況っていうのは全てやはり共有させていただいた上で、やっていかないといかんという思いですけども。

■：いや、前の時は今局長も言うてるな、条件は変えず、基本的な条件は絶対変えずにこのままやろうと、ただ経験の部分だけが若干緩和されてるよと、せやからそこで新しく緩和の部分も含まれているという事やから、みんなこれで全員が了解をしたと。今管理者が心配してはるように、そりゃ世間の口はやかましいからそりゃ色々な事言う人はあるけど、我々としては今言うてる弁護士にも相談してもらって、こういう事もしっかり調べてもらって不起訴であっても事実は事実としてあるんやから、指名停止一旦打って再度入札をやり直したんやと、この■が当然指名停止の期間過ぎてるねんから、参加する権利はあるんやから参加してきはったと。たまたま今6分の4やという話やけど6分の2が残ってるわけやから、これはもう一つの6分の1があったとしたら、そこでしっかりとした事できるねんからそれはそんで世間何言おうがきちっとした形に基づいてやってきてんから、そんなんもう無視する形でええのちやいまんの。

管理者：それは仰るのは正論でございます。一点更に今出てきたご意見について補足をさせていただくと、延びた期間によって参加できる所がどうも出てきそうだという話言ってございましたんで、その会社については出してきてくれるといいなと多分誰もが思ったと思うんですが、そこは辞退届をどうも出しておるんですね。

課長：はい、一応辞退の連絡は入っていると、見積の辞退は入っていると。

■：あ一何だ。

管理者：私もほんとに聞かないようにしておりますんで、後の1個残ってるのはどこなんかっていう事は聞いてません。事務局から聞かないようにしてます、聞きたくないんで。

■：それが出してきてくれたら競争性が見えてええのにな。

管理者：その通り、ただその一縷の望みだった所はあっさり辞退届を出してきたっちゃうんで、そうすると前回の状況と変わらなくなっちゃったっていう所がありましたんで、それも含めて今一度これでよろしいなという事はくどいですが、確認をさせていただいてると。

■：ただもう管理者あれちやいますか、もう一度チャンスをみんなに与えて、それでもいや参加はしないとそりゃ諸般の事情で参加はしないと、参加したい所はたまたま1社であったという事、これはもう2回チャレンジしてるねんから、この中に官製談合でも入っておれば又別の話。せやけどそれはそういう要素が一切ないとすれば、まあすればってないん

ですから、これはどこから突かれてもちゃんと言えると違うかなと思うんですけどね、1回目にもう一度この指集れでやって、誰も集りに来なかったんはやっぱりそれぞれの各社の思惑、或いは見積りに巨額の経費も掛かる、手一杯仕事持っている、これも我が社としては今回はこれには食いつかんとこという判断が各社にあったという事やと思いますんで、一応もう1回この指集れやったんやからね。

管理者：やりました。相当の労力を費やしてやってるわけなんで。

■■■■：一応■■■■、前回議員が意見言うたように、もうやっぱり言われてます。もう今度はやっぱり何社か出てくるようにはすんねんないのはやっぱり出てきてます。まあ1社応札なったら疑惑の目でもう見えます、■■■■は。私気になるのは先程専門家のとこの意見でそれは絶対やいう専門家っていうのは誰なんやっていうか、そのレベルが分からないですからね。だからほんまに凄い人が言うてんのか、いやいや専門家いうのは町のこの建築の専門家やという、どんな人なんですか、専門家って。

■■■■：それはあれでしょ、この前に、専門家のメンバー、市長それご存知やったかなあ。

局長：逆にお名前を出す事はちょっと今出来ないんですけども。

管理者：ちょっと待って、冷静に考えたらでもこのメンバー知っとかないといけなくないですか。介入するわけじゃないんだから、その皆さんに自信を持って言わないと。

■■■■：私はだからそこまで疑惑持たれても、さっき言われたように50年先見たらその専門家が言われててあかんって言うでしょ。ほなその専門家がメッチャ気になるわけじゃないですか。その人を信用して私はこの意見で乗ろうと思ってるから。

管理者：だからそこは今まで事務局が言うてたのは、結局誰かがその採点者にもなるわけなんで、その人を漏らしてしまうと、その人にアプローチかけられて入札の公平性が害される可能性があるからですよ。だから私の立場からすると、この運営協議会のメンバーっていうのは、私がたまさか地元だから管理者を持たせていただいているだけであって、全員が同じく行政の長の皆さんで、全くイーブンな関係なんで、その誰が言ったかも分からないでその疑惑に立ち向かえっていうのは、おかしい。

■■■■：だからこないだから前の時に・・・、両方やってじゃなくて片方ずつね、経験しててもそれでもいいんじゃないかっていう意見あったじゃないですか。結局はうちの議員はだから結局そうやって緩和して参加人数、今両方経験したものじゃないとちょっと怖いという事

でしょ。片っぽずつやったら怖いと、でもうちの議員はやっぱり片っぽずつでやったらええやんと、緩和して入札やって価格下がるように入ったらええやんって言われてるんですけど、私はその専門家の50年先考えたらねっていうので俺はもう凄く確かになって思うけど、その専門家が誰か分からへんから、ちょっと不安になってるのは確かなんです。

：専門家一番最初の頃にこういう候補者をお願いしたらどうですかっていうあのメンバーでしょ。

管理者：まあ同じです。

：大阪の方の経験者であるとか、実名まで出てしてましたよな。だから最初から関わってたらそのメンバーっていうのは記録迎れば我々の書類には。

管理者：いや、紙ではお配りしてないです、結果的に。その時に回収させていただいた形になりましたので。

：全然信用していい人なんですか。

：いや僕ら聞いているのは。

：大学の先生とか。

管理者：だから個人的には経歴見れば別にどっかの会社とつるんでる人っていうわけじゃないだろうというふうに私は思っておりますが、その人のあらゆる事を知っているわけでは勿論ないので。

：それだったらも当然実践でそういう形が出てるんだったらば、誰名とは言わなかったも大学でこれを専門に専攻している人とか、大阪府で実際に経験してきたとか。

管理者：肩書は問題ないです。

課長：肩書言うてしまうと個人特定されますけどね。

管理者：それはこの私も知っててはいかんわけですよ。

：だからまあどこそこの大学っていうんじゃなくて、大学でこういう事を教えてる先生で

すよくらいやったら別に特定できない、地質学の権威とかね。

管理者：委嘱したから知っちゃてる。ただ私のお願いとしてはこのメンバーは全員が委嘱してるのと同じ事じゃないのかっていう。

課長：これ以降漏れても、或いは選定委員を降りるって言われても私はもう責任持たないっていう条件で言わせてもらって、もうそこから先は私は責任取れませんけれども。それでも言えっていう事やったら言います。肩書というかその言うてはる先生の今までの経験っていうのは、色んな自治体でそういう建設等委員会で選定委員会を歴任されてる方です。それ以上言えっていうんやったら変わりますよ。

管理者：適当なあれではないっていう事なんです。

：それとね、今の話と又別ですけども入札公告までの間に6社中4社が辞退されてる状況の中、そのまま突っ込むんですか。

課長：念の為に申し上げますけど、見積り辞退ですから。

管理者：あくまで参加しないという事ではない、ただ見積りは辞退すると。

局長：ただ・・・として見積りを出さない所が参加してくるといのは少ないとは思いますが、ただ入札公告打って見積り出たところ以外の所が入ってこないのかって言うたら、そうではないとは思いますが。

管理者：だから■■■■にも■■■■にも言っていました、理論上常に門は開き続けてこの指止まれって2回もやってるんで、決してどこかを決め打ちにするような形にはしてないんです。ただ結果的には出してこなかった。それで前回最終の決定者まで行ったっていう事は事実としてあるので、今回もう一遍の仕切りですからどちらが決して正解ではないという事ではないんですけども、私先程申し上げたのはきちんとしたものを造る、長期的に見ればやはりしっかりと実績経験があるところじゃないという見解でしたという事を確認させていただいたら、ただ■■■■から今仰っていただいたのは、分かるんですけども、それが誰かという事も分からないのでそれで議会に対して受け答えをしないといけないのは勿論■■■■の中で追及されれば■■■■になってしまうという事。

局長：先日担当者会議した時も担当者の方からも、参加できるような形でという事は意見はいただきました。

管理者：だから正直今まで運営協議会の中では確認させていただきましたけども、各市の担当者にもまだその認識が共有されてないなっていうのが少しその場で私分かったんです。だからやはりこういうタイミングで認識をやはり合わせておかないと、同じような状況になった時に困るなという事と、大学名も言ったらまずい。何大学って言わなくて大学教授が何人とかっていうその数字だけであつたらそれもまずい。

■■■■：信用できる人やつたらいうだけのあれやからそれを信じてくれっていう事ですよ。

課長：そうですね、市長それ以上業務命令で言い合はるんでしたら言いますよ。

■■■■：でも言うても責任持てないし、それはもう無理や。

課長：そこから先は私はもう。

■■■■：そういう事ですよ。

課長：選定委員降りるって言われてもちょっと私は分かりません。

■■■■：だから結局は俺を信用してくれレベル。

管理者：いや構成のメンバーの名前じゃなくて、例えば弁護士1人、何大学教授が何人とかそれやつたら何か問題ですか。

局長：今言うてるのは選定委員の話。それじゃなくて専門委員の意見を聞いた内容の事ですよ。

管理者：ああ専門委員ね。専門委員になるとよりあれになるって事か。

■■■■：結局最後私決めたんは前回は50年先見えてちゃんとするんやつたら専門家の意見でこうやった方がええっていう、その専門家の意見を信用してるわけ。ただ議会から言われた時じゃあ専門家って誰信用してんねんって言われても言えへん、僕知らないって何やそれって根拠がないですからね。

■■■■：何人やったかな。

局長：選定委員は5人です。

管理者：ただ聞きに行ってるのはその全員ではないっていう事ですね。

課長：はい。選定委員が5名で5名の内で委員長と副委員長と普通の委員が3名です。その委員長と副委員長に聞いてます。

：選定委員はいつ公開できますの、どのタイミングで公開できますの。

課長：正式決定したら公開できます。だから議会の議決までにこういう指名停止があったら又入札取消があり得るので、議会が通ったら公開はできます。

管理者：永遠にブラックボックスではなくって、議決を得て本当に全てが終わったと、だからもうそれで誰かが作爲的にその人達にアプローチする状況ではなくなったらば、それは表に出せるっていう事。

課長：それは公開できます。

管理者：だからそうなった時に適及的に見てこんなメンバーに相談してたのかよっていうふうに言われる事はないようにはなってるという事でいいですね。

：それが議決後なのか議案審議の段階で報告できるのか。

課長：議決が終わってからです。せやからもうひっくり返る事がなくなってからです。こういう再入札とかそういう事がなくなった結果、もう公表してもその先生方にアプローチする事がないと分かった時点で逆に選定委員の先生に迷惑が掛からないという事が確定した段階で。

局長：選定委員5名、で今言うてる専門委員で重なってるのが別なのかっていう所があるんですけどね。だからその辺もなかなか公表してええのかどうかっていうのは難しい。

管理者：いや、公表っていうわけじゃない。

：まだ結局は本当に、こないだ言うたように片方ずつ経験してもええんちゃうかなぐらいなんですけど、専門家の方は50年先もそれがいいって言いはる、それを信用するしかないですわ、私は。その専門家っていう誰か分からないですけど。

：事務局が委嘱してはる専門が複数いらっしゃるのかなとは思いますが、全員が一致した意見なんですか。

課長：全員がというか今事務局長も申しましたように、5人共に相談したわけじゃないです。選定委員は5人やけど専門家は2名に聞いてます。2名の方は同じ意見でした。事実関係はそこまでです。

：だからまあ選定委員は選定委員で別やから専門家に聞く。

：その選定委員の中の、5人の中の2人に聞いてるわけですね。

課長：そこまでは言いますと、そうです。その中の。

局長：事実関係としては選定委員5名の中の2名の専門委員に。

：相談持ちかけたという事やね。

局長：だから選定委員5名以外の専門委員に聞くのは正しいのかどうかという所は抜きにして、その専門委員っていう方に確認をしています。

：それで条件が変わると降りると仰ってる。

局長：降りるとは仰ってません。降りられる可能性はあるから選定委員がそのまま続けられるかどうかは、例えば今の条件を変える事によって、その選定委員としてのやっぱり責任がありますから、やっていただけるかどうかというのは。

管理者：ちゃんとした人であればあるほど、何ちゅう選び方してんねんっていう信用を傷つけるわけにはいかんっていう部分では。

：他に専門委員を選ぶ事はできないわけ。

局長：できない事はないでしょうけども、今までの流れの中からすれば、今急にその5名を例えば降りられたら変えていけるかっていうとなかなかそう計画通りにはいかない所があると思います。

：ずっと最初から色々入ってもらってるから。

局長：ある程度そういう流れの中で又やってもらってという事になりますんで。

管理者：状況等はちゃんと全部地元の状況とかも含めて理解していただいているっていう事。

局長：勿論そうですよね。だから例えば今の5名が降りられて今度新たに探していった時に、今までの流れ知られた時に何でこの5名が降りられたんですかっていう形にも当然なってくるでしょうし、なかなか後の5名を探す事自体が又難しいと事務局としては。

管理者：公開したとして、間違いなく学識経験者だというふうに断言できますよね、我々は。

課長：できます。

管理者：それが他のごみ処理施設の建設の色々な検討委員会がありますけど、その学識経験者と言えども色々なレベルがあるじゃないというふうになった時に、遜色があるかないかっていったら確実に一流どころという事は言えますね。

局長：間違いのないと思いますね、それは。

管理者：だから唯一あるとしたら5分の2を聞いてるから作為的に聞いてるわけでは決してないですけども、残りの3名にも同じ意見かって聞く事はできると。

局長：多分、分からないと。専門部分が違いますんで、だから今言うてる能力があるかないかっていうのは他の選定委員に聞いて分かるかどうかというのとは分からないんで。

管理者：切り口が違う、専門分野がちよっと違う。

：建築と運営と一体でないと入札に参加できないというお話しですけども、その分ける事と専門委員が何が補償できないと仰ったんですか。

課長：今・・・の所の実力の度合いが分かっているからです。

：業者の実力。

課長：メーカーの実力がよく分かっています。そこを選ぶんであればこんな10市町村の共同処理するような所でやるんじゃないしに、もっと片田舎のもっと小規模なやつで50年も先の事

がないようなところで、その単体の自治体がそういう価格だけの為に勝負するという、冒険やけどすると言うんであれば別に止めませんけども。

管理者：だからそういう意味ではリスクが非常に少ないようにしないとイケないと思っていただいているという事ですね。

課長：そうです。

管理者：規模の点でもそうですし、10市町村全体の財政に関わるんで、もううちは安かろう悪かろうでも今しんどいからパーっと造ってまうねんみたいな話には出来ないだろうというふうに重くみていただいているっていう理解ですね。

：今のは前回と同じ話ですもんね、前回もそう仰いましたもんね。同金額規模の大きいの造るんやったら、両方経験した方が絶対。

管理者：あとは通常上の瑕疵担保責任だったら勿論そのただ単に造って、はい終わり引き渡している事でもありですけども、結局自分が運転の所までの責任を全部持たないといけないという事になると、設計建設の所でやはりいい加減な事はできないという部分が今回DBOセットにした理由っていう事ですね。だから結局両方経験があるとはいえ、しっかりやった事がある人じゃないと困るっていうのがその見解という事ですね。その上で結果的には6社あるんだけどもそれみんなには同じ条件でどうぞって言ってみたけども、仰っていただいたような状況であろうという事であるという事ですね。

課長：言えない状況はそういう事です。

管理者：なのでくどいように私がこれ今話を蒸し返させていただいているように聞こえるかもしれませんが、敢えて今日話をさせていただいたのはやはり一度確認をさせていただいたとはいえ、まだ前はひよっとしたら更に複数来るかもしれないっていう状況だったのが、その見通しがちょっと暗くなってきているという所をやはり共有もさせていただかないといけませんし、議会からそういう突っ込みが既には出ておられるという事ですけども、担当の方からすらそういう声も出てるっていう事になると、余程本当に皆さんで意思を共有して自信を持ってこれ対応していかないとダメなんだなという事が感じたので、敢えて再度聞かせていただいているという次第でございます。如何でしょう、そんな。

：いやいや、ここまでやっぱり一つ一つみんな議論をしてやっていったわけですから、仰るのは分かるんですけども、このまま進むのが一番ベストかなとは思いますが

れども。

：当初の説明も6社入れる条件は整えてるから公平で担保しているというのは、当初からその説明をずっとして、ここで変える事の方が、じゃあ何で最初にやらなかったのっていう話にもっとなっていくのかなと思うんで、一本筋を通した方が。価格下がる競争性とか言われるけど、競争性はそもそもあるっていう説明をずっとしてるんで、そこは押し切るしかないのかなど。

：私も今の方針で進めていただけたらと思いますが、ただ専門家の委員の名前を管理者が仰るように我々が共通の情報として持つべきだということも分かると思います。もその名前知らない、私らも知らない、知らない方がいいかも分かりませんので、私も経験上、町の施設をやった時に機種選定委員会というのを立ち上げて、もうその情報は駄々洩れでしたけど、色々審議してる中でやはりどこかのメーカーから圧力かかっているなどいうのを感じましたので、これはやはり外に出ない方がいいというのは経験上思います。

管理者：それはもう私は委嘱はさせていただいた。ただ名前覚えていません、本当に。委嘱をしてよく会う人は覚えていますが、それ以外の人については意図的に名前も覚えないようにしているので、今本当に5名の名前言って言われたら、言えないですけども。それはもう知らないままでいいんじゃないかという事でしょうか。

：理屈上は我々共通の情報として持つべきやという事は必要かなとは思いますがねんけども、それを知ったからといってどうも出来ないのもう並河管理者にお任せするとう。

管理者：というのは、じゃあこの人が入ってるから大丈夫だっていう事をどうせ言えるわけではないからという事ですね。

：我々も判断できませんので。

管理者：それは私も結果的には同じです。だから突っ込みがきたとして、公開できる日になれば言えるんでしょうけど、それまでの段階で控えよと、このお方が言うてんねんからしっかりしてんねんみたいな言い方どうせ出来ないっていう。ただあとは信頼性の問題という事ですね。

：悩ましいところですけどね。

管理者：如何ですか。

：今までやったら手続き踏んでちゃんと進んでっておりますので、今の形で進めて行っていただけたらそれで結構かなと思っております。以上です。

：全員、みんな仰ってる通りで、やっぱりこういうのは筋を通した形でやるのが一番いいのかなと。ただ心配してるように誰が決めてるねんみたいなそういうやっぱり思っているのが、議員で持たれてるのも当然やし、我々そしたら今名前聞かせてもらってもそれが正しく伝えられるのがない、それも伝えられへんくて今の状況の中ではやっぱりそれは比して進めていくという方法しかないのかなと。

：懸念しておるのは先程も申し上げた通りで、以前も1社で今回入札公告もまだ出す前の段階で4社見積が出てないという状況のまま突っ込む事について、議員から色々言われるんじゃないかなって思うのが1つと、専門家の方2名の方がそのように仰ってますけども、セカンドオピニオンの事では他の専門家と言われるような人から意見は聞く事はできないのかなとか、もうそうするとこの二人の方の意見で事業が左右されてしまうような状況になるんですけども、ほんとにそれでええんかなっていうような。

課長：すみません、一課長がこんな言うたらあれかも分かりませんが、その専門家の先生はあくまで専門家として意見を聞いただけで、決めてるのは今こういう各首長が集まったここで決めてるというふうに思ってますので、その専門家の方が言うたからこうやっていうふうには多分迷惑が掛かるから言えません。今のコロナのやつに医者に聞いているからとか言うてる政府と同じやと思いますわ。最後は政府、或いはこの首長の方が決めるというので正解やと思うんで、私は一職員ですからその方針に沿って事務を進めるだけです。

管理者：それに今異論を差し挟んでらっしゃるわけではないと思うんですけども、意思決定する際の材料として全然違う方に第三者的に更に聞くっていうのはあるんですか、ないんですかっていう事を仰ってる。

局長：そこはその意見が例えばいっぱい出た時に例えば違う意見が出た時にどう纏めるかっていう所が。

管理者：という事ですね。全然じゃあもし違う角度からすると出てきたらどうするんだっていう事ですよ。

■■■■：これだけでも判断せいでいいという事ですよ。専門家の意見はこうです、あとこのメンバーで判断してくれるか、私はもっと他に意見が聞けないかなど。

局長：専門家だけの判断じゃなくて、組合としてもその意見を聞いてなる程そやなという所はあるのは事実です。

■■■■：事務局としてはそう。

局長：事務局としてもそういう先生の意見を聞いて、そりゃそやなと。今まで私らも素人なんで要するに造るもんは造って、運転も運転でええやないかという話があったけれども、造ったまんま次の運転をしたものが、例えば問題が起こった時にどっちに問題が起こるねんとか、色んな部分があってDBOも含めてその費用的にDBOも安いと。で、運営上そうすれば問題がどっちにあらうと1つの所が責任を持って、何か起こった時は対応するわけやからという事です。今も参加要件を下げる事によって参加してくる所が多分増えるだろうけれども、安ければええという事ではなくって、やはりこれから50年ちゃんとしたものを運営していかなあかんという事であれば、専門家の意見を聞いた時に成程そうするべきやなど、当然その実績というのは3分の1と2分の1の要件を含めて、やっぱり経験を持った所でないで、ちゃんとできる実績がない所に我々素人の者をお願いしてちゃんとしたものが出るかという所も含めて、総合的に判断をした時に専門の委員の意見が、ああそやなという所は納得できるんで、ある程度こういう形で投げさせていただいているという。それでも事務局としておかしいから、それやったらもう広げてそれでもええやないかという結論があればそういう意見も出ささせていただくんですけども、やはり事務局としても専門委員の意見を聞いた上で、納得できる部分があるんでこういう形で自信を持って進めさせていただいているという所なので。例えば色んな意見が出てきた時に事務局として本来どっちを採択するねんって言われると、なかなか難しい所かも知れませんが、今の所その専門の委員の意見については納得できる部分が多いという所で、どういう形で進めさせていただく。

■■■■：でもサンプルが2ついうとこんがらがらるもんね。10人聞いてその内7人がそっち側言ったらほなそっちに乗っかるかって思うけど、ただ2人だけっていうサンプルの少なさに怖いっていう所があるという事ですよ。

■■■■：そうですね。

■■■■：私もそう思いますけど。だからそれは色んな意見出ても結局このままでいいという人が7人居てて、やっぱり分けた方がいい3人やったら、7人言うてたんこっちゃとなり

ますやんか。そやけど5分5分やったらやっぱり5分5分なったとか、もうちょっと人数広がったら。

局長：仰る事はよく分かります。

：そうでしょ。それが10個の違う意見出てくるんじゃないかと、分けるか1つかどっちかじゃないですか。

局長：ですから例えば専門委員を10名探すとした時に、どういう方を探すのか。

：1回5名居はるんやったら5名全員に聞くのも手やと。

局長：ただ先程も申し上げたように、5名の内。

：言いたいのは今選ばれてる2名の方に聞かれましたけど、医者でもそうです、主治医の方に聞いた後ちょっと不安あるんやったらセカンドオピニオンで他の医者、何人も聞けて言ってるわけじゃなくてちょっと一人でも二人でもその聞く事はできない。

局長：仰る事はよく分かるんですよ。ただどの方にそしたらその意見を聞いたらええかっていう専門委員を決めるのもなかなか我々としては難しい所があるんですけれども。例えばこの方に聞いて来いと仰るんであれば我々は多分その通りさせていただくんですけど、組合としてはやはりどなたに聞くのが一番ええのかと、今お二人の意見聞いてますけど、多分この方二人はどこに出てきてもおかしくはないと。

管理者：実際に今まで他の方の意見を別口の時に聞きに行った事が、別口というかこの案件なんですけども、最初にストーカ炉か流動床かっていう話をしていた時に、他の炉の可能性だってあるんじゃないのかっていうような事をうちの議会の中で提起をされまして、この先生もいるから是非聞きに行けっていうような形で行ったんです。ただそう仰る議員っていうのはそういう意見を言ってくれる人を期待して名前を言ってくる所があるので、実際に中立的な人というのを見つけてくる事自体もそんなに楽ではないのは事実なんだろうなというふうには思いますし。

：例えばこの事業始めるに当たって、兵庫の川西市初め色んな所見学に行かれましたね、その時にその地域でも多分選定委員会とか開かれて専門の方も呼ばれてると思うんで、例えばこの組合で選んでない大学の先生なり若しくは何か専門の方がそのメンバーにいらっしゃるんやったら、そこでちょっと聞いてみるとかいうわけにはいかない。

局長：意見をお聞きするという事ですか、そりや可能やとは思いますが。今仰ったような形で意見聞くぐらいは全然問題ないと思うんですけども、ただ視察に行った時の視点というのはあくまでも住民の方に今の施設はこんなもんですよという形で視察行かせてもらってるんで、選定委員が目的で行ってない所がありまして、ただうちの選定委員を選定する時も色々悩んだというか、どなたがええかっていう事は事務局としてもそんな専門分野ではないので、あちこちに聞かせていただいて選定委員を選定したという形がありますんで、なかなか難しい所なんです。

管理者：■■■■の人脈を辿っていったっていう形ですか。

局長：勿論そうですね、■■■■の。

管理者：系の所の人脈を辿っていいメンバーで仕切って下さいという形で色々ご相談していったのが実際の所だったかなと思いますけれども。

■■■■：さっき課長が仰ったように、提案してここで決めるのは私らやと。逆にそれ言われるとむっちゃ重荷になるからその2つのサンプルだけで、だから担保が欲しいわけ、他に聞いて、もうちょっと意見を。そうしないと、情報出してあんたら決めろっていうのは、私はだから名前知らん人も専門家いう肩書だけで信用して、これに乗っかる訳でしょ。そうなった時に400億の事業ですから、むっちゃ責任やばい、ちょっと担保欲しい、だからさっき■■■■言ったようにどっか他に1個セカンドオピニオンみたいに聞いていた方が、ちょっと安心しますね。その人も言いはるんやったらそりゃ一緒のDBOでいかなあかんわってなりますけどね。

局長：ですから例えば今2名以外の人に聞くとした時に、その方がどんな方かというのが、例えばうちが選定して聞きに行くとええのか、誰か紹介するからここに聞きに行くと来いとこのと又ちょっと違うと思うんですけども。

■■■■：紹介になると今仰ったように、息がかかっている人を紹介する事になるかなと。やっぱりその辺はしっかり事務局の方で。

管理者：結局選定委員でもあるので、名前言えないっていう事でもありますから、もし仮にその人達誰か他に持っている人に相談して聞きに行くと気悪しはる部分もあるのかもしれませんが、全くの第三者だったら誰々にも聞きましてっていう事は言えるんですかね。選定委員でもない方にもし仮に聞いたとしたら。

：これ管理者ね、今とと同じような意見で言うてはりますやんか。心配してはるのはそりゃ分からんでないし、これズバっと言うけど、聞くけど、聞いたからどうしまんの。

管理者：非常に難しい。

：変えまんのか。

管理者：それは困難ですね。

：要はその話ですやん、結論は。今の話は一番最初の時の話であって、今ここまで進めてきて課長も頑なに絶対それは言わんつもりで頑なに言うてはるんやけど、実際の所はさっきから出てる話で最終的にそしたらこれがうまくいかない時に、その専門家っていうのは誰なんやという事になってきたら場面によっては何も個人名を出すか出さんか別ですよ、せやけど一定の話はせざるを得ん場面が出てくる可能性もあるわけですよ。

管理者：勿論入札して全部決まれば出るという事はご本人達も適当な事ではなくて、自分の信用性も含めて仰ってるんだと思う。つつい今こんなですって言ってしまいましたけども、これは経緯論から言って、もう成り行きでこういうふうに進んできてるから難しいっていうつもりではなく、基本的にはやっぱりしっかりしたものを造らないとダメなんだと、私も地元の人達今までずっと対応させていただく中で、いい加減なものを造るわけにはいかない。最初のコストは勿論下がるに越した事はないんですけども、実際に造ってすぐダメになってるような施設っていうのもあるにはありますんで、そうなっては困るし、中長期的なコスト全体を見ないといけない所からすると、いい加減な所に造っていただいたら困るんだという思いはあります。なので、どれだけが正解という事ではないんだというふうに思いますけれども、ただ疑義を呈されやすい状況ではあろうというふうに思いますので、やはり実際に各議会で質問を受けていただいた際に、ご自身もやはりこの10人、私も含めてですけども納得する中で答弁していただかないといけないわけですから、それはやはり聞いておきたいという事ですよ。

：ほんま言うたらこの話の一番最初の時に、専門委員の人が誰かでもここに出てきてもらって説明を受けてたら、もの凄く安心感あったんやけどね。言わはるように我々でも全然分からへんもん。別に建築と後の管理運営別々でもええやんかというふうに私自身でも最初の頃は思ってたもん。何で一緒にせなあかんのそんなん。

管理者：私自身も勿論そうでした。一番最初に、ただ。

■■■■：せやけど。

局長：一点だけこれ専門委員が言ったというよりも、そもそも参加要件とかいうのは組合と発注支援業務のコンサルも含めて基礎を作った上で専門委員にも確認をしていただいておりますので、専門委員が言い合ったからこういう形でやった。

管理者：いや、分かりますよ、それは分かるんです。ただみんな意思決定は最後自分がして政治責任は取らないといけないという思いがあるが故に、きちんと情勢判断に必要な情報というのは聞いた上でこうですというふうに言いたいという事を■■■■も■■■■も仰っている。

■■■■：せやけど我々は素人やからね、実際言うたらプロのそういうアドバイスのようなものはあったら一番納得できるわけですから、せやけど今それを言うても一番最初の時から建築と管理運営は一体の方が安くあがるし、長期的な事を考えたらこれはベターやという話は我々説明を受けてきてるわけですよ。せやからそれはそうやというふうに我々は納得もしてるわけです。せやからこのままいこうというのがずーっとこう同じような意見できてるわけですよ。

管理者：だから最初にした判断が今広げるっていうのはやっぱりちょっと違ったのかなというふうに自ら言う事にもなってしまうのは。

■■■■：ただまあそれで私もずっと乗ってきたけども、今週に■■■■からまさか次1社応札にならんやろなど、緩和ちよとして入札増やすねんやろなっているのを先に言われた。今度又1社応札やとそれは疑惑やと言われてるから、それに立ち向かう為にはそれを全部私言わないとダメ。その時にじゃあ何で言われた、いやたださっき言うたように元に戻りますけれども専門家の方がそれがええんねんて、誰やねんって絶対突っ込まれるから、その時にいや俺知らんって、お前知らんやつ信用するのかって絶対言われますやんか。それでまた堂々巡りですけど、だからそれを言った。もう私言われてるから、今週中に■■■■から。もう絶対そうなるの分かってるんで。それはおかしいやろと、1社応札なったらそれはおかしいと、疑惑持たれてるから。

■■■■：1団体でもそういう事で例えば議会で議決が取られへんとしたら、さっきから言うてる話やけどもう言うたらあかんねんとかそんな話じゃなしに、一定の部分はそれは■■■■に言うてやらんと議会で説明できひんていう事になりますよね。その時は言わなあかんの

ちやうの。

管理者：これはもう私の提案ですけども、とにかく前にこの [] の選定をする仕切り直しの以前の時に、このままいくとどうも1社になってしまいそうだという一番最初の時に広げますかどうしますかっていう理論の所からさせていただいてるわけなんですけど、私はずっとその時からこの10市町村というのは、元々それぞれが独立したものであるはずが、目的が1つであって志が一緒だからチームとしてお互い信頼しあってこそ漕いでる船だと思っているので、無理矢理今何か進めたとしても率直に [] の中では疑問は残り続けるんだというふうに思いますし、 [] にしても途中からこの議論を聞いていただいている中で、勿論信頼いただいているんだというふうには思いますけども、ご自身も議会の中でしっかり立ち向かっていかないといけないんだという部分ですよ、それは他の人が変わる事もできないわけですから、その中で、直にもし話を聞く機会があったら違いますか。例えば委員長だけでも。

[]：委員長というのは選定委員の。

管理者：そうです。

[]：ああそういう事ね。

局長：だから要するに専門委員の意見としてという事ですね。

管理者：専門委員の意見としてというか有識者として。勿論事務局としては色々思いがあるのは分かるんですけど、不安があるまままで進んでいける波なのかなっていう所はずっとあるんですけども、それはどうでしょう。 [] その前に駄々洩れになってしまっという経験そこからしますと。

[]：まあ駄々洩れというよりうちの場合は委員会そのものをみんなに公開して会議をしたもんですので、町民に対して公開して色々な機種選定からごみ処理の在り方とか全て公開して専門家の先生方に議論してもらって纏めていただいているので意図的に漏らしているのではなしに初めから公開でやりましたので、ただ色々な手法、 [] 特殊なごみ処理を今やってますので、その手法は地元が求めている手法だったんですけども、その手法でも会社が2社、3社あって、委員が始め [] と言っていたのが途中で [] に変わってきたらやはりメーカーから圧力があったのかなというふうに感じたので、経験としてあったので申し上げてたんですけど。ただ最終的に政治責任を取るという事に決定するのは市長始めみんなが決めますので、同じ立場に立って決めていかないといけないので、並河管理者

から提案はあるようなそんな話をして、[REDACTED]は特に議員から質問を受けておられるという事からすれば、納得できる方法をみんなで相談して決めていただけたらいいのではないかなと思います、ただ。

管理者：ではその方が誰かっていう事がこのメンバーにも伝わる事に事務局として危険性を感じるという事でよろしいですか。

局長：まずその専門委員にこういう形で名前が出ますよという事を確認しないと。

管理者：名前ではなく直に質問できる機会をじゃあ声だけでも作ったりしたらダメですか。

：そもそも僕ら誰かも分からないです、選定委員っていうのが誰か分からへんから、専門家はこの人ですと、この専門家の意見を聞きますと、この人は選定委員会かどうかすら僕ら分からないんで、意見説明とかこういうのを専門的な意見聞いたら市長も多分議員に聞かれた時に、こういう事でこうでこういう事で決めてるんですっていう説明しやすいかなと思うんですけど。

管理者：音声で、もしテレビ電話会議じゃないけど、声で受け答えしていただくという事も無理ですか。

課長：それはちょっと相手に聞いてないんで僕が全部相手の意見を言うわけには、管理者それはちょっと難しいです。まずいっぺん打診してこういう事は可能ですかって意向を聞かないと今ちょっと悪いですけども、私一個人の意見で出来る出来ひんはできません。

管理者：いやいや、そう聞いてるんじゃない。そう聞いてるのではなくて、勿論一番いいのはこの場所来ていただいて直に何故そういう意見を仰ったのかという事を、例えば [REDACTED] にしても [REDACTED] にしても聞いていただける。それで納得感は今よりは。

[REDACTED]：結局はDBOで何故そこに固執して何で分けて経験のところで下げて入札を打たないかっていう議員に対して反論しないとダメなんですよ。何故そこに固執して、どっちな経験してたらいいんじゃないかとそういう入札のレベル下げてもっと入るように入札、会社入るようにしたらええやんっていう時にいやいやDBOは経験したとこしかあかんねんと、そうしやんと 50 年先ええもんできひんねんっていう所に打ち勝つだけのものがないとダメやという。

管理者：匿名でもいいから意見書を出してもらってという形だったらいいですか。

■■■■：意見書というのは。

管理者：文章で。

■■■■：まず文章で出してこられたらそれをもって説明はできるんですね。

管理者：こういうふうに考えたので、こういう事でない、ただ今それがちょっと口頭の又聞き状態だけなので、不安を感じてらっしゃるという事ですよ。もし仮にそれがどことこの誰々ですっていう事じゃなかったとしても、きちんとこういう意見書っていうものでもらえればより説明はし易いって理解でよろしいですか。

■■■■：まあし易いわな、それやったら。

■■■■：だから結局、1社応札前と同じ会社が落札してる、何でそんななってん、いや・・・やっぱり分けるよりDBOの経験し・・・言えますよね。

管理者：だから結局5社居ようが10社居ようが20社居ようが、今我々が今までの意思決定の角度からしたら同じ事だと私は思ってて、ちゃんとしたやつを造る人っていうのじゃないと困るっていうふうにやったら偶然日本国においてはそれが5社だったり6社だったり、ただ少なくとも1社じゃないですねと、だから別に我々としては競争性というのはちゃんと担保してますねという事の中に・・・だから大元の根本の何故そこまでその条件っていうのが大事なのかっていう事を第三者にきちんと説明できないと困るんだとこういう事ですね。

■■■■：1回目はまあそういう状況で1社しかなかったっていうのは分かるんですけど、2回目も同じ事又何回繰り返す。

■■■■：2回目が怖いんですね。

管理者：だからその多分議論の土台が違うんだと思うんです。この指止まれっていうふうにやった時に出来もしない人達に対してもこうやってしまうっていうのは、そもそも性質自体は変わる、条件が決して門が広いか狭いかとかっていう事ではなく議論をしてらっしゃる有識者の部分とそうじゃなくって、いやもっとう手を挙げられる人増やせれば増やす程競争性もあっていいじゃないかっていう議員の意見っていうのはそもそもその議論の土壌が全く違う所なんで、別にこっちを否定するわけではないんだけど、我々としてどこの

角度を一番重んじて意思決定するかっていう事だと思うんです。ただ我々その間にいる存在であるので、なかなか本人のようにバンッというふうに言えるわけでもないので、きちんとした論拠が欲しいと。しかもその人は誰かっていう事も分からない状況で又聞きの状態で答弁するにはちょっと根拠が薄弱過ぎるんじゃないかっていう部分からすると、ひょっとしたらそれ以外も解があるんじゃないのかっていう事がおそらく先程[]が仰った事だと思うんです。それ以外にもひょっとして世の中で専門家でもいう人もいないんじゃないですかというのが、きっとセカンドオピニオンという事だと思いますし、これ[]ちょっと違いますけども、分かるんだけどもそれだったらしっかりした根拠がないと立ち向かっていけないとというお話しですよ。そこからした時に例えば何かしらこういうふう考えたのでっていう事を相手にも見せられるようなものがあるならばよりやり易いだろうし。

[]：匿名で結構ですよ、匿名で。

管理者：或いはもし直にご自身も疑問に感じてらっしゃる事を聞ける機会があれば、もうちょっとスッキリするっていう事ですよ。それを勿論事務局に今聞いても当人ではないので、そうしますっていうふうに答えられないのはそれはその通りだと思いますが、それは受けていただく受けていただかないはともかくとして、そういうステップを踏む事自体に問題があるわけではないですね、それはどうですか。

課長：ステップ踏むというか、確認をせよという事であれば確認はさせていただきますし、ですけどもそれでちゃんとお二人を満足するような答えになるかどうかは補償の限りではないですね。

管理者：そういうふうなステップを踏む事自体に問題があるとか、それによって入札の公平性が害されるという事はないですね、どうですか。

課長：一度前5月の18日かな、夜に集まってもらった時にはある程度資料作らせてもらって説明させてもらったつもりはあるんですけども、あれの繰り返しになるかも分かりませんが、再度纏めよという事であれば。

管理者：あれはそのまま他の人にこの中での議論をする参考資料ではありましたがですけども、それに基づいてじゃあ議会だったり何だったり出す用の資料ではなかった。

局長：だから資料作れると思いますけど、それを誰が言ったかっていう、誰がっていうのは。

管理者：いやいやだから、そこは事務局に全部やれっていうふうに僕は言いません。こういう10市町村長で議論をした中で、やはりこれから我々は非常に高度の説明責任が求められる中で是非お力を貸して欲しいという意見だったので、ご協力いただけませんかっていうのは、これは私が頼みます、委員長に。そうじゃないとそれぞれが議会もそうですし、或いはそうじゃない人もそうですし、色々意見が出た時に少し今は寄って立つ土壌が弱いっていう事ですよ。それはきちんとあれば。

：もう初めから疑惑じゃないですけど、1回目もう大分前から言うてる。更にこうなって更に又膨れ上がってるんですよ。

管理者：疑惑どころか疑惑の画を最初に撮らす為にマスコミまで連れてきたんですから。

：そうそうそう。そこから始まってますから。それがだからこうなったんで、更に膨れ上がってる。それに勝たんとかダメなんで。

管理者：事件化させた時にその時の参考資料で最初から画を撮りためとけるように、画まで撮りに来たんですから、アホかっていう。

：そこから始まってるので、それに打ち勝つ為なんで、打ち勝つ為っていうか。

管理者：いやいや、それはそうです。

：それはだから課長の立場分かります。ただ分かって欲しいのは首長の立場も考えて欲しいです。申し訳ないですけど。

課長：何回も仰いますように、さっき並河管理者仰ったように私では独断では返事できないんで、管理者いうか市長から頼んでもらうなりなんなりして。

管理者：だから今聞きたいのは1点です。そうする事によって受けてくれるか受けてくれないかは相手の話ですけども、今我々の業務上に支障が生じたり、或いはそれをやる事によって先程が懸念されていたような情報が駄々洩れになって返って公平性が害されるような弊害は出てくると思うか思わないか。

課長：でも先程のは議員から誰やねんと言われた時に誰やと言うてしもたら弊害になると思うんで。

管理者：だからそれはお伝えしない。お伝えするわけじゃない。ただ要はその紙の形で本人がしっかり後々これが自分の書いた紙だっていう事が分かる責任感を持って何かしらでもコメントができるかどうかという事だったり。

■：それは大丈夫です。何ぼアホな私でもそれは言わないです。そういうのは分かっています。

管理者：そもそも今私が整理しようとしているのは、申し訳ないですけどお伝えしないという事。お名前は個人名は、個人名だったり所属だったりっていう事は。

■：専門委員でええやん。

■：専門委員A、専門委員Bでいいじゃないですか。

管理者：お伝えしないけれども、又聞きじゃなくて。

■：DBO方式しかあかんっていう根拠が分かれば、全然。

■：せやから何故この方式なのかというのを専門家の意見をペーパーにしてくれっていうだけの話やん。

管理者：ですね。或いは向こうがもし受けてくれはったらですけど、音だけでも直に質問いただいてお答えいただくような機会があったら、竹村町長も。

■：ですけど、ペーパーでいいですよ。

■：メリットがこんだけありますとかね。

■：何でここまで言うかっていうたら、■の一つの市の為にこの事業がまたややこしなったらあかんという責任を持ってるんで。

■：波及してくると思いますわ。議員同士繋がってる所もあるんで。

管理者：勿論です、だから。

■：これどっか1カ所でもおかしなったらみんな波及するで。

■■■■；だから、これは今確かに■■■■と■■■■仰いましたけれど、結局その他の首長も中身は一緒やと。・・・僕は同じとは考えてないんです、ほんとは、いわゆる基本的な事は絶対に踏襲すると、ただ経験値については若干緩和するという事でやった。だから中身はきっちり守っている、で、何故守るんだって言ったらこういう理由があるから守るという事を我々だって説明できるようなペーパーがあればうちらだって誰が何を言うてくるか分からない。そういう事もありますんで、それは他の首長みんな考えは一緒やと思います。だから誰の誰べえさんとかそれはいいと思いますよ、これは本当にこれの精通した専門家で要は契約が議会の議決があればちゃんと公表できますよという事で今は色んな事があるので。

管理者：又聞きで聞きかじって答えられるようなレベルではもはやないというそういう事ですね。

■■■■：私はそういう意味では今仰った若干の説明資料、専門家の方が分かるように書いてくれた説明資料があればそれをもつてもう・・・するという事は可能かなと思うんです。

管理者：今の点で他すみません、話がちょっとこっちに■■■■から■■■■に飛んじやったんで、■■■■。

■■■■：ご苦労かけますけども、初めから仰るように・・・。

管理者：今お話しずっと伺っていったらこのまま筋を通してやってきたんだからいいんじゃないかっていうふうにご意見いただいた部分と、■■■■からそれで本当に専門的な知見の角度が尽くされたのかっていう部分、■■■■が今仰っていただいた部分を今もう一度纏めさせていただいて確認すると、まず今日色々議論があった所ですけれども、何かしら直接質問の機会じゃなかったとしても、それを議会に提示できるような部分を、主語はいいので出していただく事によって進めていくという事でよろしいでしょうか。

■■■■：はい、そうして下さい。

管理者：■■■■よろしいですか、■■■■もよろしいですか。

■■■■：だからあの何故DBOでないといけない、DB+Oじゃダメなのかとか、何故規模が必要なのかとかその辺がしっかり纏められてるのやったらもうこのままいくのが当然やなという事になると思う。

管理者：見解ですよね。だからそれが別に私、癌なんですか、手術した方がいいでしょうかとかっていう次元じゃなくて、要は常識的な人が見ればきちんと専門的知識を持つてる人が見れば、概ねこういう結論に至るんだろーという形でしっかりと書き込まれてるような文章であるならば、それ以上こだわらないという事でよろしいですか。ちょっと大分話が長引いてしまいましたですけども、今一度その部分は、議会いつでしたっけ。

局長：8月24日。

管理者：24日。ちょっとお盆を挟みますのでそれまでに間に合うかどうかという所はさすがに先方もお忙しいかもしれないからあれですが、ちょっと一度お願いをしてみまして、その中できちんと報告をさせていただきたいと思います。よろしいですか。それではその他事項で何かございますでしょうか。よろしければこれで本日の運営協議会閉じさせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

以上